

広島県最低賃金が **899 円**（時間額）に

－ 令和 3 年 10 月 1 日から発効 －

広島県最低賃金を 28 円引上げ 時間額 899 円に

～広島地方最低賃金審議会が答申～

広島地方最低賃金審議会（会長 みつい まさのぶ 三井 正信（広島大学大学院教授））は、本年 7 月 2 日付けで広島労働局長（あべ みつる 阿部 充）から、広島県最低賃金の改正決定についての諮問を受け、異議の申し出等を含めて、慎重審議を重ねて来ましたが、本日、8 月 23 日、広島県最低賃金を現行の時間額 871 円から 28 円引き上げて、時間額 899 円とするのが適当である旨の答申を、広島労働局長に対して行いました。

同審議会では、県内の雇用情勢や本年 7 月 16 日付けで中央最低賃金審議会より示された「令和 3 年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」、最低賃金実態調査結果等の各種統計資料を基に慎重に審議を重ねた結果、前記の結論に至ったものです。

広島労働局としましては、この答申を踏まえ、広島県最低賃金の改正に係る手続を進めてまいります。

【参考：広島県最低賃金額及び対前年度引上げ額・引上げ率】

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度 （答申）
時間額	818 円	844 円	871 円	据え置き	899 円
引上げ額	25 円	26 円	27 円		28 円
引上げ率	3.15%	3.18%	3.20%		3.21%